



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年3月8日金曜日 第2451号

◇ 目 次 ◇

指定医師の辞退の届出..... (障害福祉課) ... 104
 えひめ伝統工芸士認定規程の一部改正..... (観光物産課) ... 104
 保安林予定森林..... (森林整備課) ... 105
 都市計画の変更(一部変更)..... (都市計画課) ... 106
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... (") ... 106
 土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 106
 指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 106
 土地改良事業の工事完了の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 106
 道路の供用開始(県道伊予川内線外)..... (中予地方局管理課) ... 106
 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 107
 道路の区域変更(一般国道197号)..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 107
 道路の供用開始(")..... (") ... 107

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件)..... (県民活動推進課) ... 108

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 108

告 示

○愛媛県告示第189号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成25年3月8日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
聴覚・平衡・音声、言語・そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	能田淳平	東温市志津川	平成25年1月31日

○愛媛県告示第190号

えひめ伝統工芸士認定規程(昭和56年10月愛媛県告示第1254号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年3月8日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>えひめ伝統工芸士等認定規程 (目的)</p> <p>第1条 この規程は、愛媛県伝統的特産品産業振興対策要綱(昭和54年10月1日制定。以下「要綱」という。)第2第1項の規定により伝統的特産品として知事の指定を受けた特産品(以下「伝統的特産品」という。)の製造に従事する技術者のうち、高度の技術又は技法を保持するものをえひめ伝統工芸士又はえひめ伝統食品士(以下「えひめ伝統工芸士等」という。)として認定することにより、その社会的評価を高めるとともに、技術後継者の確保</p>	<p>えひめ伝統工芸士認定規程 (目的)</p> <p>第1条 この規程は、愛媛県伝統的特産品産業振興対策要綱(昭和54年10月1日制定。以下「要綱」という。)第2第1項の規定により伝統的特産品として知事の指定を受けた特産品(以下「伝統的特産品」という。)の製造に従事する技術者のうち、高度の技術又は技法を保持するものをえひめ伝統工芸士 _____ として認定することにより、その社会的評価を高めるとともに、技術後継者の確保</p>

を図り、もつて伝統的特産品の産業の振興に資することを目的とする。

(認定)

第2条 えひめ伝統工芸士等は、次に掲げる要件に該当する者のうちから、知事が認定する。

(1)~(3) 省略

2 知事は、前項の規定によりえひめ伝統工芸士等の認定をするときは、要綱第6第1項に規定する愛媛県伝統的特産品産業振興対策委員会の意見を聴くものとする。

(認定証等の交付)

第3条 知事は、前条第1項の規定によりえひめ伝統工芸士等の認定を受けた者(以下「認定者」という。)に対してえひめ伝統工芸士等認定証(様式第1号)及び褒章(様式第2号)を交付する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、えひめ伝統工芸士等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号(第3条関係)えひめ伝統工芸士等認定証

省略

注 えひめ伝統食品士の認定を受けた者に交付する場合にあつては、この様式中「えひめ伝統工芸士」とあるのは、「えひめ伝統食品士」とする。

様式第2号(第3条関係)褒章

褒 章

省略

注1 えひめ伝統食品士の認定を受けた者に交付する場合にあつては、この様式中「えひめ伝統工芸士」とあるのは、「えひめ伝統食品士」とする。

2 省略

様式第3号(第5条関係)推薦調書

省略

省略

注 市町長が証明する身分調書を添付すること。

を図り、もつて伝統的特産品の産業の振興に資することを目的とする。

(認定)

第2条 えひめ伝統工芸士は、次の各号に掲げる要件に該当する者のうちから、知事が認定する。

(1)~(3) 省略

2 知事は、前項の規定によりえひめ伝統工芸士の認定をするときは、要綱第6第1項に規定する愛媛県伝統的特産品産業振興対策委員会の意見を聴くものとする。

(認定証等の交付)

第3条 知事は、前条第1項の規定によりえひめ伝統工芸士の認定を受けた者(以下「認定者」という。)に対してえひめ伝統工芸士認定証(様式第1号)及びほう章(様式第2号)を交付する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、えひめ伝統工芸士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号(第3条関係)えひめ伝統工芸士認定証

省略

様式第2号(第3条関係)ほう章

ほ う 章

省略

注 省略

様式第3号(第5条関係)推薦調書

省略

省略

注 市町村長が証明する身分調書を添付すること。

○愛媛県告示第191号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年3月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市横谷甲505、甲508、甲523、甲524、甲525の1、甲525の2、甲526から甲528まで、甲530から甲540まで、甲542から甲544まで、甲546、甲550、甲552の1、甲552の2、甲554、甲555、乙259の1、乙305から乙307まで、乙355の1、乙355の2、乙363、乙364、乙366、乙367の1、乙367の2、乙368の1、乙368の2、乙369、乙372から乙376まで、乙378の1、乙378の2、乙379、乙380の1、乙380の2、乙383の1、乙383の2、乙386、乙387の1、乙387の2、乙388、乙391の2、乙391の3、乙393、乙394の1、乙394の2、乙395の1、乙395の2、乙396の1から乙396の4まで、乙399の1、乙399の2、乙400の1、乙400の2、乙401、乙402、乙404の1、乙404の2、乙413、乙415の1、乙415の2、乙

417、乙420、乙421、乙422の1から乙422の3まで、乙423の1、乙423の2、乙424の1、乙424の2、乙425から乙430まで、乙431の1、乙431の2、乙432、乙433、乙435から乙438まで、乙439の2、乙446の2、乙448、乙451、乙452の1、乙452の2、乙453の1から乙453の5まで、乙454の1から乙454の3まで、乙455の1、乙455の2、乙456、乙457、乙458の1、乙458の2、乙459、乙460、乙461の1、乙461の2、乙462から乙466まで、乙468、乙472の1、乙472の3、乙472の4、丙186、丙190、丙195、丙197の1、丙198、丙199、丙201、丙204、丙205、丙206の1から丙206の4まで、丙207、丙209、丙216、丙217、丙219、丙225、丙226、丁189、丁190、丁191の1から丁191の6まで、丁192、丁195から丁201まで、丁202の1から丁202の3まで、丁203から丁207まで、丁208の1、丁208の2、丁209、丁213、丁215の1、丁215の2、丁216、丁217の1、丁218の1、丁218の2、丁219、丁221から丁224まで、丁259

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
横谷乙415の2・乙423の2・丁218の2・丁219・丁221
(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第192号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
平成25年3月8日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路 3・5・3 中央村松線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 四国中央市村松町の一部
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第193号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、宇和都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成25年3月8日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第194号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、

○愛媛県告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年3月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予川内線	伊予市上三谷甲846番2から 同市上三谷甲801番6まで	平成25年3月8日
〃	砥部伊予松山線	伊予市下三谷762番6から 同市上三谷甲4318番4まで	〃

新居浜市新居浜土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年3月8日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	日野勤太郎	新居浜市中須賀町1丁目2番29号

○愛媛県告示第195号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年3月8日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成25年2月27日

3 指定道路の位置

四国中央市土居町土居178番1の一部、196番の一部及び178番地先水路

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 51.03メートル
- (2) 幅員 4.70メートル

○愛媛県告示第196号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年3月8日

愛媛県中予地方局長 岡本靖

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	西組地区	平成25年2月15日

○愛媛県告示第198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 3月 8日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 甲 榮 洋	西予市明浜町依津 3 番耕地38番地
"	酒 井 宇之吉	西予市明浜町依津 3 番耕地62番地
"	篠 川 久 詩	西予市明浜町依津 2 番耕地858番地 8
"	三 浦 要 作	西予市明浜町依津 2 番耕地552番地
"	宇都宮 凡 平	西予市明浜町依津 5 番耕地63番地第 1
"	大 早 稔	西予市明浜町渡江133番地
"	川 越 文 憲	西予市明浜町狩浜 3 番耕地1389番地
"	上 田 数 富	西予市明浜町狩浜 2 番耕地2075番地
"	宇都宮 亮 尚	西予市明浜町狩浜 3 番耕地1392番地
"	川 上 吉 嗣	西予市明浜町高山甲1380番地
"	川 上 竹 友	西予市明浜町高山甲1526番地
"	浜 田 克 弥	西予市明浜町高山甲3359番地
"	松 島 義 幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第 4
"	山 村 庄 三	西予市明浜町宮野浦甲1049番地
"	有 田 勇	西予市明浜町田之浜甲764番地
"	中 山 源 綱	西予市明浜町田之浜甲786番地
"	平 田 與 輝	西予市明浜町宮野浦甲1086番地 2
監 事	坂 本 甚 松	西予市明浜町依津 1 番耕地448番地

"	大 河 又 夫	西予市明浜町狩浜 2 番耕地209番地
"	桐 山 壽 男	西予市明浜町高山甲3560番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 甲 榮 洋	西予市明浜町依津 3 番耕地38番地
"	酒 井 宇之吉	西予市明浜町依津 3 番耕地62番地
"	篠 川 久 詩	西予市明浜町依津 2 番耕地858番地 8
"	三 浦 要 作	西予市明浜町依津 2 番耕地552番地
"	佐 藤 勇	西予市明浜町依津 5 番耕地189番地10
"	大 早 稔	西予市明浜町渡江133番地
"	横 田 義 治	西予市明浜町渡江868番地第 1
"	上 田 数 富	西予市明浜町狩浜 2 番耕地2075番地
"	宇都宮 亮 尚	西予市明浜町狩浜 3 番耕地1392番地
"	増 田 崇 泰	西予市明浜町高山甲1488番地
"	川 上 竹 友	西予市明浜町高山甲1526番地
"	松 本 繁 二	西予市明浜町高山甲1396番地
"	松 島 義 幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第 4
"	山 村 庄 三	西予市明浜町宮野浦甲1049番地
"	有 田 勇	西予市明浜町田之浜甲764番地
"	中 山 源 綱	西予市明浜町田之浜甲786番地
"	上 田 甚 正	西予市明浜町田之浜甲849番地
監 事	坂 本 甚 松	西予市明浜町依津 1 番耕地448番地
"	桐 山 壽 男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	大 津 晴 男	西予市明浜町狩浜 3 番耕地154番地

○愛媛県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	八幡浜市大平 1 番耕地374番 1 地先から 同市保内町喜木 1 番耕地65番 5 まで	旧	メートル 9 2 ~ 129 0	キロメートル 3 . 112	
			新	9 2 ~ 129 0	3 . 112	

○愛媛県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	八幡浜市大平 1 番耕地374番 1 地先から 同市保内町喜木 1 番耕地65番 5 地先まで	平成25年 3月17日 17 : 00

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 2月26日	NPO法人 SORA	利 田 等	松山市此花町7 - 16	この法人は、主に松山市内の精神障害者の社会参加促進を目指し、生活を取り戻すための活動の場、相談・サポートをできる場等を充実させていくとともに、地域住民等に対して精神障害者への理解を啓発することにより、精神障害者の福祉を向上、発展させることを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 3月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 2月26日	特定非営利活動法人 園でピース	木 村 和 代	松山市道後喜多町4番6号	この法人は動物園の動物、特に愛媛県立とべ動物園に暮らすホッキョクグマ・ピースを通して、地域及び国内外の人々に対して野生動物や人間の住む環境について啓蒙活動を行い、厳しい社会情勢の中、一般市民、企業、行政と開かれた動物園のよりよい関係作りに寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年 3月 8日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
特別養護老人ホーム 白浦茜荘	省略			特別養護老人ホーム 白浦茜荘	省略		
養護老人ホーム 寿楽荘	養護老人 ホーム	宇和島市吉田 町立間尻甲 495 - 7	平成25年 3月 8 日				
省略				省略			
4・5 省略				4・5 省略			